

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業  
(第二工区)  
実施方針

令和4年10月

浜田市

## 目次

<b>第1 事業の目的及び内容に関する事項</b> .....	1
1 事業内容に関する事項.....	1
2 実施方針（案）に関する事項.....	7
<b>第2 事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	8
1 事業者の募集及び選定の方法.....	8
2 募集及び選定のスケジュール.....	8
3 募集手続き等.....	9
4 応募者の備えるべき提案資格要件.....	10
5 契約候補者の選定.....	16
6 提示条件.....	17
<b>第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	19
1 事業者の責任ある履行について.....	19
2 本市と事業者の責任分担.....	19
3 業務の要求水準.....	19
4 事業者の責任の履行に関する事項.....	19
5 本市による本事業の実施状況の確認（モニタリング）.....	19
<b>第4 契約内容の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</b> .....	22
1 協議方法に関する事項.....	22
2 紛争の際の裁判所に関し必要な事項.....	22
<b>第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</b> .....	23
1 具体的事由、当事者間の措置に関する事項.....	23
2 契約解除等の方法に関する事項.....	23
<b>第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</b> .....	24
1 法制上の措置に関する事項.....	24
2 税制上の措置に関する事項.....	24
3 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	24
<b>第7 その他の事項</b> .....	25
1 情報の公表.....	25
2 本事業の事務局.....	25

## 添付書類

別紙 1 : リスク分担表 ..... 26

別紙 2 : 位置図 ..... 28

様式 1 : 実施方針（案）等に関する質問書

様式 2 : 実施方針（案）等に関する意見書

## 第 1 事業の目的及び内容に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第二工区）（以下、「本事業」という。）

#### (2) 事業の対象となる公共施設の種類

公共下水道の管渠等

#### (3) 公共施設の管理者

浜田市長 久保田 章市

#### (4) 事業の目的

浜田市（以下、「本市」という。）では、汚水処理人口普及率が令和 2 年度末で 48.5% と島根県内で 2 番目に低く、早期に未普及解消を図る必要がある。

本事業では、設計・施工を一括して発注するデザインビルド（以下、「DB」（Design Build）という。）方式を導入することにより、民間事業者（以下、「事業者」という。）の優れた企画力・技術力を活用し、下水道未普及地域の早期解消と管渠等整備費のコスト削減を目指すことを目的とする。

#### (5) 事業の概要

##### ア 事業予定地

所在地：島根県浜田市黒川町外（詳細は別紙 2 を参照）

事業区域：浜田処理区（約 77ha（全体））のうち、第二工区約 46ha

##### イ 施工対象施設

本事業の施工対象施設の概要を表 1 に示す。また、施工対象施設の設計条件を表 2 に示す。

表 1 施工対象施設の概要

区分	工種	数量	備考
土木構造物	開削工	約 8,443m	φ 75～150mm
	自然流下	約 8,357m	
	圧送	約 86m	
	推進工	約 2,058m	φ 150～250mm
	自然流下	約 2,058m	
	圧送	0m	
機械・電気設備	マンホールポンプ	2 基	設計のみ

表 2 施工対象施設の設計条件

項目	詳細設計条件
管径、工法及び延長	開削工法 φ75～150mm：約 8,443m
	推進工法 φ150～250mm：約 2,058m
特殊構造物	耐震設計：有 マンホール形式ポンプ場(2次製品)(2基)
報告書作成	有
設計協議	中間打合せ 3 回程度
施工方法等の比較検討	有 a) 管路の掘削工法 b) 河川横断(3箇所)
耐震計算（応答変位）	有
耐震設計	レベル 1 地震動、レベル 1 及び 2 地震動
設計条件補正	有（下水道用設計標準歩掛表による）
地盤条件補正	無
工区数補正	無
その他補正	無

#### (6) 事業方式の概要

本事業は、下水道の管路等の設計・工事監理業務及び建設工事を一括して行う DB 方式により実施する。

#### (7) 業務範囲

本事業において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他の詳細については、要求水準書において示す。

##### ア 設計・工事監理業務

- ・ 調査業務（測量調査、地質調査、埋設物調査、試掘調査等）
- ・ 詳細設計業務（機械・電気設備工事を含む）
- ・ 移設協議
- ・ 関係機関協議
- ・ 工事監理業務
- ・ 住民説明補助
- ・ 本事業に伴う各種申請等の業務

- ・ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

#### イ 建設工事

- ・ 下水道工事（機械・電気設備工事を含まない）
- ・ 近隣対応・対策業務
- ・ 関係機関協議
- ・ 住民説明補助
- ・ 周辺環境調査対策
- ・ 本事業に伴う各種申請等業務
- ・ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

#### (8) 事業期間

本事業の事業期間は、概ね下表のとおりとするが、事業者の提案を踏まえ、本市との協議により、事業期間を短縮することは可能とする。

表 3 事業期間

時期	本事業の業務内容
令和 5 年 3 月頃	基本協定の締結
令和 5 年 4 月頃	設計・工事監理業務委託契約の締結
令和 5 年 4 月頃	詳細設計の着手
令和 6 年 3 月頃※	詳細設計の完了 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定
令和 6 年 4 月頃※	建設工事請負契約の締結 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定
令和 6 年 4 月頃～ 令和 10 年 3 月頃※	下水道の管渠等の建設工事、工事監理期間 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定
令和 10 年 3 月頃	本事業の終了期限

#### (9) 遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、下水道法等のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても適宜参照すること。また、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

#### ア 法令・条例等

- (7) 下水道法
- (4) 水道法

- (ウ) 水質汚濁防止法
- (エ) 道路法
- (オ) 道路交通法
- (カ) 河川法
- (キ) 建築基準法
- (ク) 都市計画法
- (ケ) 消防法
- (コ) 測量法
- (ク) 環境基本法
- (シ) 土壌汚染対策法
- (ス) 毒物及び劇物取締法
- (セ) 大気汚染防止法
- (ソ) 悪臭防止法
- (タ) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (チ) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (ツ) 電気事業法
- (テ) 電気用品安全法
- (ト) 電気工事士法
- (ト) 電気通信事業法
- (ニ) 有線電気通信法
- (ヌ) 公衆電気通信法
- (ネ) ガス事業法
- (ノ) 高圧ガス保安法
- (ハ) 騒音規制法
- (ヒ) 振動規制法
- (フ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (ヘ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ホ) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (マ) ダイオキシン類対策特別措置法
- (ミ) 労働基準法
- (ム) 労働安全衛生法
- (メ) 労働者災害補償保険法
- (モ) 建設業法
- (ヤ) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- (ユ) 個人情報保護法
- (ヨ) 製造物責任法

- (5) 条例等
  - a. 島根県環境基本条例
  - b. 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例
  - c. 浜田市公共下水道条例
  - d. 浜田市公共下水道条例施行規則
  - e. 浜田市下水道事業の施行に伴う損害補償要綱
  - f. 浜田市下水道事業公共ます設置要綱
  - g. 浜田市公共下水道事業に係る私道内排水管敷設事業実施要綱
- (6) その他関連法令、条例等

## イ 要綱・基準等

- (7) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (9) 下水道管路施設設計の手引き（日本下水道協会）
- (10) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (11) 下水道施設耐震計算例（日本下水道協会）
- (12) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (13) 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- (14) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (15) トンネル標準示方書・同解説（土木学会）
- (16) 水理公式集（土木学会）
- (17) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (18) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (19) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (20) 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (21) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- (22) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- (23) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (24) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (25) 改定新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- (26) 業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書（日本下水道事業団）
- (27) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（日本下水道事業団）
- (28) 日本工業規格（JIS）
- (29) 鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説（日本建築学会）
- (30) 土木 CAD 製図基準（土木学会）



- (/) 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）
- (ハ) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (ヒ) 下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (フ) 小規模汚水中継ポンプ場設計要領（案）解説書（日本下水道事業団）
- (ヘ) 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- (ホ) 島根県公共工事共通仕様書
- (マ) 島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書
- (ミ) その他関連要綱、基準及びマニュアル等

## 2 実施方針（案）に関する事項

### (1) 実施方針（案）等に関する質問・意見の受付

実施方針(案)及びそれらの添付書類(以下、「実施方針(案)等」という。)に記載された内容に関する質問及び意見を次の要領で受け付ける。これ以外による質問及び意見の提出は無効とする。なお、本市の判断により、質問及び意見を提出した事業者に対してヒアリングを行うことがある。

○提出方法：ホームページに掲載している実施方針(案)等に関する質問書（様式1）及び意見書（様式2）に必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記提出先に送付すること。なお、メールのタイトルは「浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第二工区） 実施方針(案)等に関する質問・意見」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。

○提出先：浜田市上下水道部下水道課  
電話：0855-25-9641  
電子メール：gesuido@city.hamada.lg.jp

○提出期限：令和4年9月9日（金） 正午 必着

### (2) 実施方針（案）等に関する質問・意見への回答

実施方針（案）等に関して提出された質問・意見に対する回答は、質問及び意見を提出した事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、同事業者の権利、誹謗・中傷、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和4年9月16日を目途に公表するが、個別の回答は行わない。

なお、質問及び意見を提出した事業者の企業名等は公表しない。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定の方法

事業者の選定方法は、事業者の下水道整備に関する能力やコスト縮減及び事業の継続性・安定性等のノウハウや創意工夫を評価する「公募型プロポーザル方式」により実施する。

### 2 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおりとする。

日 程	内 容
令和4年8月10日	実施方針（案）等の公表
令和4年8月10日～ 令和4年9月9日	実施方針（案）等に関する質問の受付期間
令和4年9月16日	実施方針（案）等に関する質問の回答
令和4年10月14日	実施方針等の公表
令和4年10月14日	募集要項等の公表
令和4年10月14日～ 令和4年11月4日	募集要項等に関する質問の受付期間
令和4年11月下旬	募集要項等に関する質問に対する回答
令和4年12月2日	参加表明書等の受付
令和4年12月中旬	資格審査結果の通知
令和5年1月18日	提案書類の受付
令和5年2月下旬	提案書類の審査・ヒアリング
令和5年3月上旬	契約候補者の決定・公表
令和5年3月下旬	基本協定書の締結
令和5年4月頃	設計・工事監理業務委託契約の締結
令和6年4月頃※	建設工事請負契約の締結 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定

### **3 募集手続き等**

#### **(1) 募集要項等の公表**

令和4年10月14日に本市のホームページで募集要項等を公表し、提案上限価格を提示する。

公募開始の後、内容等に関する質疑応答を行う期間を設ける。質疑応答の方法については、募集要項等において提示する。

#### **(2) 参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知**

本事業のプロポーザルに参加する者（以下、「応募者」という。）に、本事業に関する参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書等の提出の時期、提出の方法、資格審査に必要な書類の詳細等については、募集要項等において提示する。

#### **(3) 提案書類の受付**

参加表明書を提出した者のうち、提案資格確認通知を交付した者に対し、募集要項等に基づき見積書及び提案書類の提出を求める。

なお、見積書及び提案書類の提出の時期、提出の方法、提案に必要な書類の詳細等については、募集要項等において提示する。

## 4 応募者の備えるべき提案資格要件

### 4-1 応募者等の構成

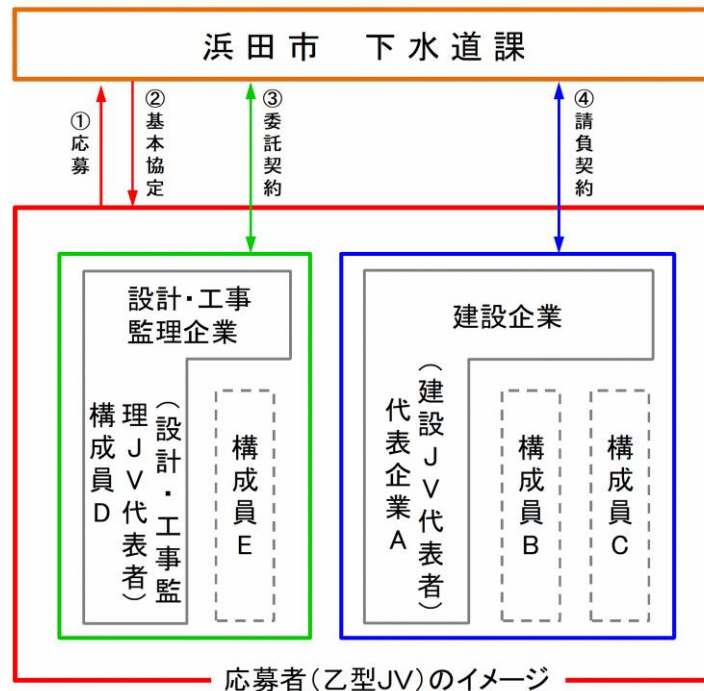
#### (1) 応募者の定義

応募者の構成については、次のとおりとする。

- (ア) 応募者は、本市の求める性能を備えた公共下水道の管渠等の設計・工事監理、建設工事を実施することができる企画力、技術力及び実績を有する複数の企業により構成されるグループとする。応募者は、代表企業を定め、それ以外の企業は構成員とする。
- (イ) 応募者は、公共下水道の管渠等の設計・工事監理を行う企業（以下、「設計・工事監理企業」という。）及び建設工事を行う企業（以下、「建設企業」という。）により構成される。
- (ロ) 設計・工事監理企業、建設企業はそれぞれ単体企業とすることも、複数の企業による共同企業体（以下、「JV」（Joint Venture）という。）とすることも可能とする。
- (ハ) 建設 JV 代表者は、出資比率が建設 JV を構成する企業の中で最大である者であって、単独の企業であること。
- (ニ) 同一企業が設計・工事監理企業、建設企業を兼ねることはできない。また、一応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできない。

#### (2) 代表企業の定義

- (ア) 代表企業は、応募者の建設企業の中から定めるものとする。建設 JV の場合は、建設 JV 代表者とする。



※設計・工事監理企業、建設企業はそれぞれJVを組成して契約を締結することができる。

(以下、「設計・工事監理JV」「建設JV」という。)

※設計・工事監理JV及び建設JVは、いずれも甲型JV(共同施工方式)とし、浜田市建設工事に係る共同企業体取扱要綱(以下、「JV要綱」という。)に基づき、契約手続きを実施すること。なお、構成員の数及び出資比率等についてはJV要綱に基づき、応募者の提案に委ねる。

### (3) 代表企業の選定

(ア) 応募者は、代表企業を定め、参加表明時の提案資格確認書類にて明らかにする。

(イ) 代表企業は、応募手続きや契約候補者となった場合の契約協議など本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務すべてについて責任を負う。

### (4) 代表企業及び構成員の構成要件

建設企業(建設JVの場合は、代表者及び構成員)は、設計・工事監理企業の業務を実施することはできないものとする。設計・工事監理企業は資本関係又は人的関係について次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 建設企業が、設計・工事監理企業の発行済み株式の50%を超える株式を所有している。

(イ) 建設企業が、設計・工事監理企業の資本総額の50%を超える出資をしている。

(ウ) 建設企業の役員が、設計・工事監理企業の役員を兼ねている。

### (5) 複数応募の禁止

応募者の代表企業、構成員及びそれらの企業と資本関係又は人的関係のある者(下記①、②)は、他の応募者の代表企業及び構成員になることはできない。

#### ① 資本関係のある者

次のいずれかに該当する者。

a 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### ② 人的関係のある者

次のいずれかに該当する者。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

## 4-2 応募者の提案資格要件

### (1) 共通の提案資格要件

応募者は、募集要項等の公表日（以下、「公募開始日」という。）において、次のいずれにも該当しない者とする。

- (ア) 浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止期間中の者。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を支配人その他使用人若しくは代理人として使用する者。
- (ウ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けている者。
- (エ) 浜田市税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (オ) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した以下の者及びこれらの者と資本関係又は人的関係のある者。
  - ・ 株式会社建設技術研究所【アドバイザー業務受託企業名】
- (カ) 選定審査会（「第 2 5 契約候補者の選定」で規定）の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。

### (2) 代表企業及び構成員の個別提案資格要件

応募者の代表企業及び構成員は、公募開始日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

#### ア 設計・工事監理企業

設計・工事監理企業は、単体企業又は設計・工事監理 JV とする。単体企業で応募する場合には次の (ア) から (オ) までの要件をすべて満たすこと。

設計・工事監理 JV を組成する場合は、設計・工事監理代表者は(ア)から(エ)までの要件を、その他の設計・工事監理構成員は(ア)から(イ)の要件をすべて満たしていることとし、(オ)の要件は設計・工事監理代表者又は設計・工事監理構成員のいずれかが満たしていること。

- (ア) 令和 4～6 年度浜田市建設工事等入札参加者資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）の「土木関係建設コンサルタント下水道部門」に登録されていること。
- (イ) 設計・工事監理企業は、公募開始日において、本社又は営業所を浜田市内に有すること。
- (ウ) 設計・工事監理企業（設計・工事監理 JV の場合は、設計・工事監理代表者）は、詳細設計業務の管理技術者を 1 名、工事監理業務の管理技術者を 1 名配置すること。（詳細設計業務の管理技術者と工事監理業務の管理技術

者は兼務可とする。)

- (エ) 詳細設計業務の管理技術者及び工事監理業務の管理技術者は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 条）の技術士（上下水道部門：下水道又は総合技術監理部門：下水道）の資格を有する者であり、設計・工事監理企業と公募開始日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。（管理技術者の途中交代は、業務継続に支障のある疾病又は退職等やむを得ない場合を除き、認めない。）
- (オ) 過去 15 年間（平成 19 年 4 月 1 日から公募開始日まで）の間に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した下水道管渠詳細設計業務を元請として完了した実績を有していること。

## イ 建設企業

建設企業は、単体企業又は建設 JV とする。単体企業で応募する場合には次の (ア) から (オ) の要件をすべて満たしていること。建設 JV を組成する場合は、建設 JV 代表者及び建設 JV 構成員は次の (ア) から (エ) の要件をすべて満たし、(オ) の要件は建設 JV 代表者又は建設 JV 構成員のいずれかが満たしていること。

- (ア) 資格者名簿の「土木一式工事」に登録され、下記のとおり格付されていること。
  - a 単体企業の場合は、A 等級に格付けされていること。
  - b 建設 JV の場合は、建設 JV 代表者の場合は A 等級とし、建設 JV 構成員は A 等級又は B 等級に格付けされていること。
- (イ) 建設企業は、公募開始日において、建設業法に規定する主たる営業所（本社）を浜田市内に有すること。
- (ロ) 建設業法第 26 条第 2 項の規定による監理技術者又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）を専任で配置すること。なお、原則、監理技術者等の変更は認めないが、本市が必要と認めた場合に限り、監理技術者等を変更することができる。
- (エ) 配置する監理技術者等は、建設企業と公募開始日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、次に掲げる要件を満たすこと。
  - a 監理技術者は、業務に必要な建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証を有し、同法第 26 条第 5 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者であること。
  - b 主任技術者は、同法第 7 条第 2 号に規定する認定者のうち業務に必要な国家資格を取得した者であること。
  - c 建設 JV 代表者が配置する技術者は監理技術者とし、総括監理技術者とし



て本市との窓口役となるとともに、建設JV構成員の監理技術者等を総括すること。

- (オ) 過去15年間（平成19年4月1日から公募開始日まで）の間に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した下水道管渠工事を元請として竣工した実績を有していること。なお、JVとして有する工事実績については、出資比率20%以上（2社の場合は30%以上）の場合に限る。

### (3) 公募開始日以降の取扱

提案資格を有すると認められた応募者の代表企業及び構成員が、公募開始日以降に提案資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- (ア) 公募開始日から契約候補者決定日までの間に、応募者の代表企業及び構成員に提案資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該応募者は原則として失格とする。ただし、応募者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、提案資格要件を欠く応募者の構成員（代表企業を除く）の変更ができる。
- (イ) 契約候補者決定日の翌日から設計・工事監理業務委託契約の締結日までの間に、応募者の代表企業及び構成員に提案資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は基本協定書及び設計・工事監理業務委託契約の解除又は締結しないことがある。この場合、本市は一切の責任を負わない。ただし、応募者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、提案資格要件を欠く応募者の構成員（代表企業を除く）の変更ができるものとし、本市は変更後の応募者と基本協定書及び設計・工事監理業務委託契約を締結できる。
- (ウ) 設計・工事監理業務委託契約の締結日の翌日から建設工事請負契約の締結日までの間に、応募者の代表企業及び構成員に提案資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は設計・工事監理業務委託契約の解除並びに建設工事請負契約の解除又は締結しないことがある。この場合、本市は一切の責任を負わない。ただし、応募者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、提案資格要件を欠く応募者の構成員（代表企業を除く）の変更ができるものとし、本市は変更後の応募者と建設工事請負契約を締結できる。

### 4-3 応募に関する留意事項

#### (1) 提出書類の取扱い

提案書類に関する著作権及び特許権等の取り扱いは、次に示すとおりとし、提出書類の返却は行わない。

#### ア 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって本市が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できる。

また、契約に至らなかった応募者の提案書については、本事業の公表以外には原則として使用しない。ただし、本市に提出された資料は、浜田市情報公開条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 20 号）に基づき、公開することができる。

#### イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

#### ウ 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

#### エ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

#### オ 提出書類の変更禁止

提出後の提出書類の追加・修正及び再提出は原則認めない。

#### カ 使用言語及び単位・時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## **5 契約候補者の選定**

### **(1) 選定審査会の設置**

本事業における契約候補者の選定については、技術提案に基づいた「公募型プロポーザル方式」により行うものとし、「浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第二工区）民間事業者選定審査会」（以下、「選定審査会」という。）を設置して審査する。

### **(2) 契約候補者の決定**

本市は、選定審査会により、契約候補者を決定する。

### **ア 契約候補者の公表**

本市が契約候補者を決定した場合は、審査の結果をホームページで公表する。

### **イ 審査結果の無効**

提案資格確認申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が選定された場合には、その審査結果は、無効とする。

## 6 提示条件

### (1) 契約の締結等

#### ア 契約手続き

本事業の契約手続きのフローは下図のとおりである。本市と契約候補者が基本協定を締結したのち、設計・工事監理業務を本市と設計・工事監理企業が委託契約を締結する。建設工事は、詳細設計の成果に基づき、工事の数量を確定した上で、本市と建設企業が請負契約を締結する。

事業期間中は、年度ごとに出来高に応じて設計変更し、支払いを行う。また、前払金及び中間前金払等については、委託契約書及び請負契約書により支払いを行う。

なお、本市は、契約手続きに際しては、応募条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、契約書の文言の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

契約内容の解釈について疑義が生じた場合には、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、設計・工事監理業務委託契約書または建設工事請負契約書に定める具体的な措置に従うこと。

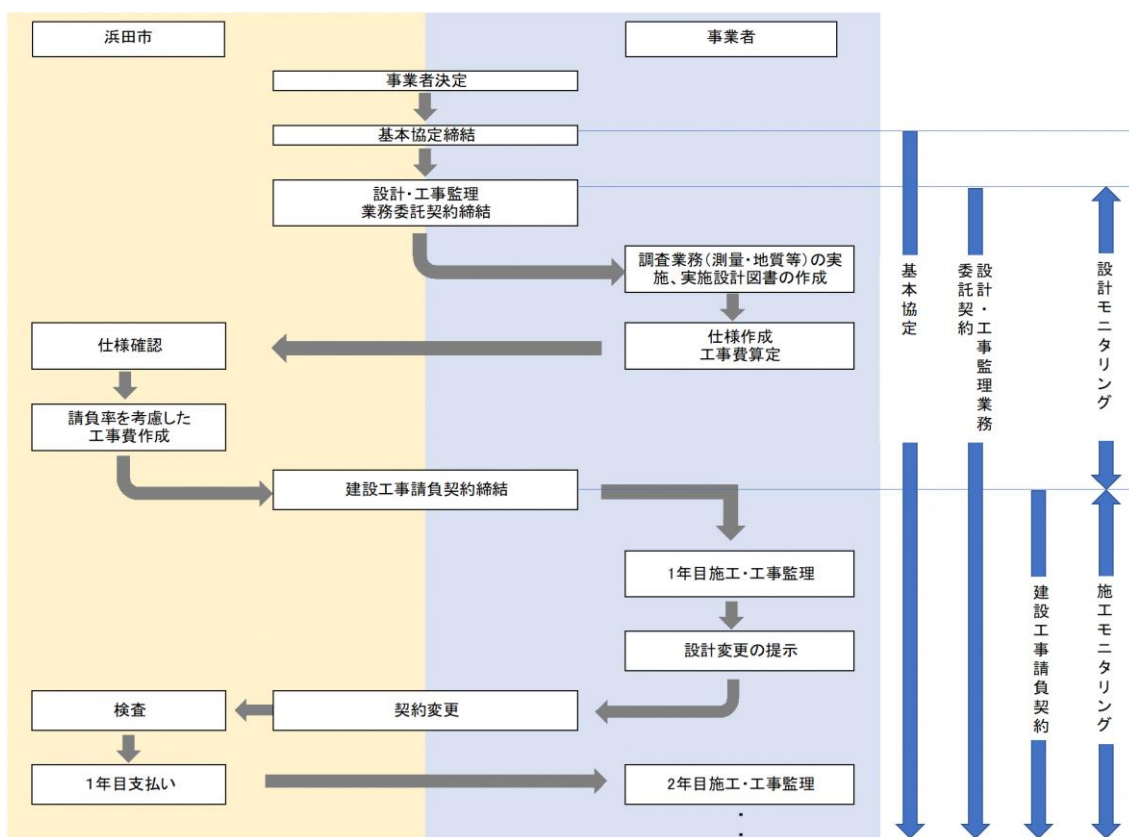


図 契約手続きのフロー

#### **イ 契約の締結**

本市は、契約候補者と募集要項等に基づき契約締結に関する協議を行い、令和 5 年 4 月頃に設計・工事監理業務の複数年一括契約を締結することを予定している。

また、詳細設計の完成後、技術提案書に示す工事額と予定工事額との率を踏まえた実施設計工事額に対し、工事を行う建設企業との複数年一括契約を締結することを予定している。ただし、提案により分割での工事請負契約も認める。

#### **ウ 違約金の支払い**

契約候補者は、本市と基本協定書並びに設計・工事監理業務委託契約及び建設工事請負契約を締結しない場合、違約金として応募時に提案した設計・工事監理業務委託及び建設工事請負契約の合計の提案価格の 100 分の 10 に相当する金額を支払うこととする。

#### **エ 応募に伴う費用負担**

応募に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

### **第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

#### **1 事業者の責任ある履行について**

事業者は、基本協定書、設計・工事監理業務委託契約書、建設工事請負契約書に定めるところに従って、誠実に業務を遂行し、責任を履行しなければならない。

#### **2 本市と事業者の責任分担**

本事業における責任分担の考え方は、本市及び事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、調査・設計・建設工事の責任は、事業者が担う業務の範囲において、原則として事業者が責任を負う。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うこととする。

本市と事業者の基本的なリスク分担の考え方は、別紙1「リスク分担表（案）」に示すとおりとする。なお、詳細事項については、実施方針（案）等に対する質問及び意見の結果を踏まえ、設計・工事監理業務委託契約書（案）及び建設工事請負契約書（案）において提示する。

#### **3 業務の要求水準**

事業者が遵守すべき業務の要求水準は、公募時に公表する要求水準書において提示する。

#### **4 事業者の責任の履行に関する事項**

事業者は、設計・工事監理業務委託契約書（案）及び建設工事請負契約書（案）に従って責任を履行することとする。

契約の締結にあたっては、事業の履行を確保するために、履行保証保険等による事業期間中の履行保証を行うこととする。なお、詳細については、募集要項等において提示する。

#### **5 本市による本事業の実施状況の確認（モニタリング）**

本市は事業者が要求水準書等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。本市による本事業の実施状況の確認は次の（1）から（3）までのとおりである。

## (1) モニタリングの概要

モニタリングの実施時期、実施内容、実施方法等については、募集要項等の規定に基づき、設計・工事監理業務委託契約の締結後、本市と事業者で協議し、本市が決定する。なお、モニタリングの主な内容については、次に示すとおりとする。

### ア 着手時（共通）

- (ア) 事業者は、設計・工事監理業務及び建設工事の着手前に設計・工事監理業務及び建設工事に関する工程表、業務計画書及び工事計画書を本市に提出し、本市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- (イ) 事業者は、設計・工事監理業務及び建設工事の進捗状況を本市に定期的又は随時に説明・報告し、確認を受けなければならない。なお、本市は必要に応じて、事業者に対し進捗状況について報告を求めることができる。

### イ 設計・工事監理業務

- (ア) 事業者は、必要に応じ資料等を本市に提示し、要求水準等が反映されていることの確認を受けること。
- (イ) 事業者は、詳細設計の完了時にセルフモニタリングを実施後、設計・工事監理業務委託契約書及び要求水準書に定める図書を本市に提出し、本市が要求した性能等に適合していることの確認を受けること。なお、提出する設計図書は、本市の確認及び事業者と協議する相当な期間を設け、積算や工事施工等に支障のないものとする。

### ウ 建設工事

- (ア) 事業者は、建設工事の期間中、協議の記録、指示事項への対応記録及び立会い状況写真等、本市が行うモニタリングに係る記録を作成し、本市に定期的に提出し確認を受けること。
- (イ) 事業者は、建設工事完了時にセルフモニタリングを実施後、本市へ完了報告を行い、完了状況の確認を受けること。

## (2) モニタリングの費用の負担

本市が実施するモニタリングに係る費用のうち、本市に生じる費用は本市の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

### **(3) モニタリングの結果の活用**

モニタリングの結果、事業者が実施する設計・工事監理業務及び建設工事の実施状況が設計・工事監理業務委託契約書、建設工事請負契約書及び要求水準書であらかじめ定められた条件、又は要求水準を下回ると判断される場合には、本市はその内容に応じて是正勧告、支払いの延期、契約解除等の措置をとる。



## **第4 契約内容の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

### **1 協議方法に関する事項**

契約内容の解釈について、本市と事業者の間に疑義が生じた場合には、双方誠意をもって協議を行う。

協議の方法や意思決定に要する期間、仲裁者の選定、方法及び期間等、その他具体的措置については公募時に公表する設計・工事監理業務委託契約書及び建設工事請負契約書に規定する。

### **2 紛争の際の裁判所に関し必要な事項**

契約に関する紛争については、松江地方・家庭裁判所浜田支部を第一審の専属所轄裁判所とする。

## 第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 具体的事由、当事者間の措置に関する事項

本事業の確実な履行を確保するため、設計・工事監理業務委託契約及び建設工事請負契約において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

### 2 契約解除等の方法に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに契約の規定に従い次の措置をとることとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 事業者の設計・工事監理及び建設工事の品質が要求水準書及び提案内容に基づき契約時に定められる水準を下回る場合、その他設計・工事監理業務委託契約及び建設工事請負契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。
- (イ) 事業者が当該期間内に是正をすることができなかつたときは、本市は、契約を解除することができる。
- (ロ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は契約を解除することができる。
- (エ) 上記の規定により本市が契約を解除した場合、事業者は本市に生じる損害を賠償する。

#### (2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は契約を解除することができる。
- (イ) 上記の規定により事業者が契約を解除した場合、本市は事業者に生じる損害を賠償する。

#### (3) 不可抗力等の事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市と事業者は事業継続の可否について協議を行う。

#### (4) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難になった場合

契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うこと。

## **第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1 法制上の措置に関する事項**

本市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。

### **2 税制上の措置に関する事項**

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

### **3 財政上及び金融上の支援に関する事項**

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

## 第7 その他の事項

### 1 情報の公表

今後の公表資料等については、原則として、ホームページにおいて公表する。

### 2 本事業の事務局

公募及び契約に関する本事業の事務局は下記のとおりである。

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

浜田市上下水道部下水道課整備係

電話番号：0855-25-9641

FAX：0855-22-2628

電子メール：[gesuido@city.hamada.lg.jp](mailto:gesuido@city.hamada.lg.jp)

ホームページ：<https://www.city.hamada.shimane.jp>

別紙 1 : リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
1	行政リスク	本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・契約解除等	●		
2	税制度リスク	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●	
3		上記以外のもの	●		
4	法制度リスク	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等（許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む）	●		
5		上記以外のもの		●	
6	許認可の取得遅延・失効リスク ※制度変更は法制度リスクに含む。	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		●	
7		上記のうち、本市が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの	●		
8		本市が取得すべき許認可の取得遅延・失効	●		
9		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●	
10	公的支援制度の獲得リスク ※制度廃止や条件変更等は法制度リスクに含む	事業者が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更		●	
11		上記のうち、本市が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの	●		
12		本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●		
13		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●	
14	住民対応リスク	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●		
15		事業者が実施する業務に起因するもの		●	
16	第三者賠償リスク	事業者の事由による第三者への賠償		●	
17		本市の事由による第三者への賠償	●		
18	要求水準リスク	事業者の実施する設計、建設業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		●	
19	環境問題リスク	調査、設計、建設における有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		●	
20	物価変動リスク	物価変動に伴う費用の増減(一定範囲以内)		●	
21		物価変動に伴う費用の増減(一定範囲を超える部分)	●		
22	インフラ供給リスク	事業者の事由によるもの		●	
23		本市の事由によるもの（本市が供給元の場合を含む。）	●		
24	不可抗力リスク	天災、戦争、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設に係る費用の増加その他の損害	●	▲	
25	募集・契約段階	公募関連書類の誤り	●		
26		募集費用リスク		●	
27		資金調達リスク	本市が必要な資金の確保に関するもの	●	
28			契約段階での資金調達の不調		●
29		契約締結リスク	本市事由による契約締結の遅延、締結不能	●	
30	事業者事由による契約締結の遅延、締結不能			●	

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
31	測量・調査リスク	本市が実施した測量・調査に関するもの	●		
32		事業者が実施した測量・調査に関するもの		●	
33	設計リスク	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●		
34		事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		●	
35	地下埋設物	予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●		
36	土地の瑕疵	土地の瑕疵(土壌汚染等)に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●		
37	設計・建設段階	建材費や人件費等の上昇	▲	●	
38		工事費用増大リスク	事業者の見積りの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の増大		●
39			提示条件の誤りや追加指示など、市の事由による費用の増大	●	
40	工期遅延リスク	本市の事由による工期の遅延	●		
41		事業者(下請業者を含む。)の事由による工期の遅延		●	
42	損害リスク	事業者の事由による工事目的物の損害		●	
43		本市の事由による工事目的物の損害	●		
44	施工管理リスク	工事監理の不備によるもの		●	
45	一般的損害リスク	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●	

●は主分担、▲は従分担を表す。